証券コード：6941
平成28年6月8日

株　主　各　位

東京都大田区南蒲田二丁目16番2号
山一電機株式会社
代表取締役社長　太田　佳孝

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

このたびの平成28年熊本地震により被災されました皆様に心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って平成28年６月27日（月曜日）午後５時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月28日（火曜日）午前10時

２．場　　所　東京都大田区南蒲田一丁目20番20号
大田区産業プラザ Pi0　２階　小展示ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。なお昨年と同じ場所ですが、階および会場名が異なりますので、お間違えのないようご注意願います。）

３．目的事項

報告事項
１．第61期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第61期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

４．議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月27日（月曜日）午後５時15分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、３ページから４ページの＜インターネットによる議決権行使のご案内＞をご高覧のうえ、平成28年６月27日（月曜日）午後５時15分までにご行使ください。

(3) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.yamaichi.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面の連結計算書類および計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.yamaichi.co.jp）に掲載いたしますのでご了承ください。

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要でございます。

記

１．議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（ http://www.evote.jp/ ）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成28年６月27日（月曜日）の午後５時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（ http://www.evote.jp/ ）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

（機関投資家の皆様へ）

株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか当該株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社では、中長期的に企業価値を高め、株主の皆様に対する安定的な配当の維持と適正な利益還元を行うとともに、財務体質と経営基盤の強化を図ることを利益配分の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業動向、財務基盤等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、337,875,375円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	太田　佳孝（おおた　よしたか） (昭和23年10月10日生)	平成14年５月　当社入社 平成16年４月　当社上席執行役員 生産統括本部長 平成17年10月　当社佐倉事業所長 平成19年４月　当社経営企画部長 平成20年６月　当社取締役 平成21年６月　プライコンマイクロエレクトロニクスＩＮＣ. 取締役副社長 平成22年６月　当社常勤監査役 平成25年６月　当社代表取締役社長（現任）	55,300株
	【取締役候補者とした理由】 各部門における経験を通じて当社業務全般に関する幅広い知識・経験を有しており、これまでの代表取締役社長としての実績を踏まえ、引き続き取締役候補者としております。		
2	加藤　勝市（かとう　かついち） (昭和28年11月６日生)	平成14年６月　当社入社 平成15年11月　当社経理部長 平成16年５月　当社執行役員 平成20年４月　当社上席執行役員（現任） 平成20年６月　当社取締役（現任） 平成21年４月　当社管理本部長（現任） 平成24年８月　当社経理部長（現任）	26,000株
	【取締役候補者とした理由】 経理・財務部門を中心に当社業務に関する豊富な知識・経験を有しており、これまでの取締役としての実績を踏まえ、引き続き取締役候補者としております。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位および担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>土屋（つちや）　武（たけし）
（昭和36年６月１日生）</td><td>昭和59年４月　当社入社
平成16年２月　当社執行役員
平成18年４月　山一電子（深圳）有限公司董事総経理
平成20年４月　当社執行役員、テストソリューション事業部長（現任）
平成25年６月　当社取締役　兼　上席執行役員（現任）</td><td>13,400株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
営業部門を中心に当社業務に関する豊富な知識・経験に加え、子会社等においても会社経営に携わった経験を有しており、これまでの取締役としての実績を踏まえ、引き続き取締役候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>亀谷（かめや）　淳一（じゅんいち）
（昭和39年６月29日生）</td><td>昭和62年４月　当社入社
平成19年10月　山一電子（深圳）有限公司董事総経理
平成24年４月　当社執行役員　生産本部長、生産管理部長
平成25年４月　当社コネクタソリューション事業部長（現任）
平成25年６月　当社取締役　兼　上席執行役員（現任）</td><td>15,600株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
営業部門、生産部門を中心に当社業務に関する豊富な知識・経験に加え、子会社等においても会社経営に携わった経験を有しており、これまでの取締役としての実績を踏まえ、引き続き取締役候補者としております。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	楠美　憲章（くすみ　けんしょう） （昭和15年２月１日生）	昭和38年４月　日産自動車株式会社入社 平成10年６月　同社代表取締役副社長 平成14年４月　中央大学大学院客員教授 平成14年６月　日産車体株式会社社外監査役 平成14年６月　カルソニックカンセイ株式会社社外監査役 平成17年７月　中小企業・地域シェアドサービス株式会社代表取締役社長 平成21年６月　日比谷総合設備株式会社社外取締役（現任） 平成27年６月　当社取締役（現任）	－株
	【社外取締役候補者とした理由】 企業の経営者として長年の豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的、中立的な立場から経営に対する助言をいただくため、引き続き社外取締役候補者としております。		
6	村田　朋博（むらた　ともひろ） （昭和43年６月17日生）	平成３年４月　大和証券株式会社入社 平成６年７月　株式会社大和総研入社 平成８年９月　モルガン・スタンレー証券会社入社 平成21年２月　フロンティア・マネジメント株式会社入社マネージング・ディレクター（現任） 平成27年６月　当社取締役（現任）	－株
	【社外取締役候補者とした理由】 経営コンサルティングとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的、中立的な立場から経営に対する助言をいただくため、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断しております。		

（注）１.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２.楠美憲章氏および村田朋博氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ております。両氏の再任が承

認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
3. 楠美憲章氏および村田朋博氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。
4. 当社は、楠美憲章氏および村田朋博氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役多田郁夫氏が任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
多田　郁夫（ただ　いくお） （昭和28年11月20日生）	平成元年４月　最高裁判所司法研修所入所 平成３年４月　弁護士登録（東京弁護士会） 平成６年４月　多田・高橋法律事務所開設 平成８年４月　鳥飼・多田・森山経営法律事務所開設 平成12年４月　鳥飼総合法律事務所に名称変更（現任） 平成20年６月　当社監査役（現任） 平成27年８月　株式会社東京クリアセンター監査役（現任）	－株

【社外監査役候補者とした理由】

弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しております。取締役会および監査役会において、法律等の専門的見地から提言をいただいており、企業統治において果たす役割は大きいと判断し、引き続き社外監査役候補者としております。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断しております。

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．多田郁夫氏は社外監査役候補者であり、兼職先と当社との間には取引が一切なく独立性は確保されております。また、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

３．多田郁夫氏は現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年であります。

４．当社は、多田郁夫氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

平成27年６月24日開催の第60期定時株主総会において補欠監査役に選任された松尾全治氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
松尾（まつお）　全治（ぜんじ） （昭和22年９月11日生）	昭和45年４月　東京芝浦電気株式会社（現　株式会社東芝）入社 平成７年４月　同社本社調達部企画担当部長 平成12年６月　東芝ビジネスアンドライフサービス株式会社取締役用品販売事業部長 平成16年６月　同社常務取締役調達部長、経営企画部長 平成19年６月　同社顧問 平成20年４月　同社取締役建設業経営業務管理責任者 平成21年９月　同社退社	－株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 企業の経営者として長年の経験を有しており、客観的かつ公正な立場での取締役の職務の執行の監査を期待し、当社の社外監査役として最適と判断したものであります。		

（注）１.候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２.松尾全治氏は補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。

３.松尾全治氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度の世界経済は、米国を中心とした先進国の堅調な需要に支えられ回復基調にありましたが、原油価格の下落や中国をはじめとする新興国経済の減速など、全体としては力強さに欠ける展開となりました。また、国内経済では、企業収益の改善など緩やかな回復基調が続いておりましたが、海外経済の減速懸念や年初からの円高・株安など、不透明感を強めつつ推移してきました。

当社グループの関連する電子部品業界においては、高機能スマートフォン向けや自動車関連機器向け半導体投資は比較的好調に推移し、また、通信インフラやデータセンター向け情報通信機器投資も堅調な推移となりました。しかしながら、これまで牽引してきたスマートフォンの成長の鈍化が顕著となるにつれ、部品価格の下落や在庫調整など、需要は弱含みで推移いたしました。

このような状況のもと当社グループは、中期経営計画の“構造改革”“収益力強化”“成長戦略”を柱とする「事業構造改革」に引き続き取り組み、グループ会社全体での連携を強化し、固定費を削減し、業務の効率化を図り、持続的成長と収益力向上に向けた活動を進めてまいりました。特に“構造改革”では、中国生産拠点の山一電子（深圳）有限公司の解散および清算手続きに着手し、グローバル生産体制の再構築とコスト競争力強化に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、26,819百万円（前期比5.3%増）、営業利益2,913百万円（前期比22.9%増）となりましたが、経常利益では為替差損401百万円の計上等により2,598百万円（前期比2.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益では関係会社の解散および清算手続きの開始に伴う特別損失1,025百万円の計上等により1,439百万円（前期比43.8%減）と

なりました。
なお、売上高の内訳は、国内売上高6,447百万円（前期比5.8%減）、海外売上高20,372百万円（前期比9.4%増）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

［テストソリューション事業］
高機能スマートフォンなどのモバイル関連機器やデータセンター向けサーバーなどの情報通信機器向け半導体需要の増大により、メモリ半導体検査用バーンインソケット製品やロジック半導体検査用テストソケット製品が好調に推移いたしました。また、自動車の安全走行や自動運転に向けた電装化の進展を受け自動車関連機器向け半導体検査用バーンインソケット製品も堅調な推移となりました。
その結果、売上高12,152百万円（前期比6.0%増）、営業利益1,979百万円（前期比1.7%増）となりました。

［コネクタソリューション事業］
スマートフォンの普及やクラウドコンピューティングの活用拡大により、デジタルデータ通信量の増大に伴う通信インフラ投資が引き続き堅調に推移したことにより、光トランシーバ用コネクタ製品は好調に推移いたしました。また、自動車関連機器および産業機器向けコネクタ製品は比較的堅調な推移となりました。
その結果、売上高13,526百万円（前期比5.9%増）、営業利益915百万円（前期比134.2%増）となりました。

［光関連事業］
医療機器向けおよび光通信向け薄膜フィルタ製品は比較的堅調に推移したものの、デジタルカメラ等の映像機器向け薄膜フィルタ製品は低調な推移となり、落ち込みをカバーするまでには至りませんでした。
その結果、売上高1,140百万円（前期比6.6%減）、営業利益40百万円（前期比33.1%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、2,241百万円であります。事業別の内訳は次のとおりであります。

なお、生産能力に重要な影響をおよぼす固定資産の売却、撤去等はありません。

事業区分	設備投資額
テストソリューション事業	654百万円
コネクタソリューション事業	743
光関連事業	39
全社（共通）	804
合計	2,241

③ 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第 58 期 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)	第 59 期 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日)	第 60 期 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)	第 61 期 (自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日)
売　上　高	19,962,440千円	21,778,893千円	25,465,153千円	26,819,734千円
経常利益又は経常損失（△）	△810,076千円	1,292,391千円	2,531,937千円	2,598,251千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）	△3,139,642千円	970,005千円	2,559,401千円	1,439,043千円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	△134円82銭	41円65銭	109円90銭	61円95銭
総　資　産	22,828,213千円	23,582,921千円	27,107,024千円	26,080,043千円
純　資　産	12,252,222千円	13,482,053千円	16,785,193千円	17,191,594千円
１株当たり純資産額	525円31銭	578円26銭	719円96銭	762円09銭

（注）「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年9月13日）等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益又は当期純損失」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失」に変更しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ハイエンプラ	100,000千円	90.0%	金型の製造販売
光伸光学工業株式会社	145,500千円	100.0	光学関連製品の製造販売
ヤマイチエレクトロニクスU．S．A．，INC．	米ドル 500,000	100.0	電子部品の販売
ヤマイチエレクトロニクスシンガポールPTE LTD	シンガポールドル 100,000	100.0	電子部品の販売
ヤマイチエレクトロニクスドイッチェランドGmbH	ユーロ 153,387	100.0	電子部品の販売
ヤマイチエレクトロニクスドイッチェランドマニュファクチャリングGmbH	ユーロ 250,000	100.0	電子部品の製造販売
亜洲山一電機工業株式会社	ウォン 500,000,000	100.0	電子部品の製造販売
プライコンマイクロエレクトロニクスINC.	米ドル 21,683,378	100.0	電子部品の製造販売
山一電機（香港）有限公司	米ドル 51,282	100.0	資材調達および電子部品の販売
山一電子（深圳）有限公司	米ドル 13,667,000	100.0	電子部品の製造販売
山一電子（上海）有限公司	米ドル 500,000	100.0	電子部品の販売
テストソリューションサービセスINC.	フィリピンペソ 87,500,000	100.0	半導体テストサービス 電子部品の販売

（注）1．ヤマイチエレクトロニクスドイッチェランドマニュファクチャリングGmbHは、ヤマイチエレクトロニクスドイッチェランドGmbHの100%出資子会社であります。

2．山一電子（深圳）有限公司および山一電子（上海）有限公司は、山一電機（香港）有限公司の100%出資子会社であります。

3．山一電子（深圳）有限公司は、平成28年３月31日に解散決議し、清算手続きを開始しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「お客様が満足する製品・サービスを提供できる会社」をモットーに、業績をさらに一段上の成長ステージに上げる基盤づくりの３ヵ年と位置付け、平成29年３月期を最終年度とする中期経営計画を策定いたしました。

中長期的な会社の経営戦略では、中期経営計画の仕上げの年として“構造改革”“収益力強化”“成長戦略”を柱とする「事業構造改革」に取り組み、グループ会社全体での連携を強化し、固定費を削減し、業務の効率化を図り、持続的成長と収益力の向上に取り組んでまいります。

中期経営計画２年目の平成28年３月期では、構造改革の一環として山一電子（深圳）有限公司を解散し、同会社での生産品の一部を当社グループのプライコンマイクロエレクトロニクスINC.に生産移管し、また、一部を中国現地企業に生産委託し、グローバル生産体制の再構築とコスト競争力強化を図ってまいりました。また、成長戦略では、テストソケット製品の拡販やコネクタソリューション事業の黒字拡大など、大幅な増益を確保することができました。

３年目となる平成29年３月期は、当社「創立60周年」を迎える年であり、中期経営計画の仕上げの年として、引き続き「事業構造改革」に取り組み、特に“成長戦略”をさらに加速させるため、各事業別にグローバルでの地域・市場・顧客・製品別の重点施策を練り上げ、実行し、連結ベースで利益の向上に取り組んでまいります。

各事業の成長戦略の要旨は、以下のとおりであります。

［テストソリューション事業］

①ブランド力強化によるお客様が満足いただける製品提供の拡大
- モバイル関連機器および自動車関連機器向け新製品投入による売上拡大
- バーンインソケット製品のシェア拡大

②テストソケット事業の拡充
- 開発・販売体制強化による売上拡大
- 新市場開拓による売上拡大
- 生産ラインの拡充

③グループ企業の連携強化による顧客サービスの向上

［コネクタソリューション事業］
①差別化製品の拡販による収益力の強化
・通信市場・自動車関連機器市場・産業機器市場の３市場向けコネクタ製品の拡販
・高速伝送技術や接触信頼性技術を活かした魅力あるコネクタ製品・ＹＦＬＥＸ製品の開発
②生産拠点再配置の完遂
③グループ企業の連携強化とコスト競争力の強化

［光関連事業］
①成長市場の通信・医療機器・産業機器・自動車関連機器市場向け光関連製品の拡販
②新技術の立ち上げと徹底的なコスト管理
③生産性の改善と絶対品質の確立

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、半導体検査工程に使用されるＩＣソケット製品や電子・電気機器向けコネクタ製品等の機構部品の製造販売を主な事業としております。事業別の主要な製品およびサービスは以下のとおりであります。

事業区分	主要製品・サービス
テストソリューション事業	バーンインソケット、テストソケット、プローブピン、プローブカード、半導体テスト関連サービス
コネクタソリューション事業	カードコネクタ、実装用ＩＣソケット、高速伝送用コネクタ、その他各種コネクタ、ＹＦＬＥＸ（高速伝送用ケーブル、実装基板）
光関連事業	ＲＧＢフィルタ、ＵＶ／ＩＲカットフィルタ、ダイクロイックフィルタ・ミラー、蛍光ダイクロイックフィルタ、ショート／ロングパスフィルタ、バンドパスフィルタ、半導体レーザ光源

(6) 主要な営業所および工場（平成28年３月31日現在）

名称		所在地
山一電機株式会社	本社	東京都大田区
	事業所	千葉県佐倉市
	営業所	大阪市淀川区 熊本県熊本市
株式会社ハイエンプラ	本社	富山県魚津市
光伸光学工業株式会社	本社	神奈川県秦野市
ヤマイチエレクトロニクスU．S．A．，INC．	本社	アメリカ合衆国 カリフォルニア州サンノゼ市
ヤマイチエレクトロニクスシンガポールPTE LTD	本社	シンガポール共和国
	支店	台湾新竹市
ヤマイチエレクトロニクスドイッチェランドGmbH	本社	ドイツ連邦共和国 アシュハイムドルナハ地区
ヤマイチエレクトロニクスドイッチェランドマニュファクチャリングGmbH	本社	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・オーダー市
亜洲山一電機工業株式会社	本社	大韓民国チュンブクウムソン郡
	事務所	大韓民国ソウル市
プライコンマイクロエレクトロニクスINC．	本社	フィリピン共和国ラグナ州
山一電機（香港）有限公司	本社	中華人民共和国香港
	事務所	中華人民共和国上海市
山一電子（深圳）有限公司	本社	中華人民共和国廣東省深圳市
山一電子（上海）有限公司	本社	中華人民共和国上海市
テストソリューションサービセスINC．	本社	フィリピン共和国ラグナ州

（注）山一電子（深圳）有限公司は、平成28年３月31日に解散決議し、清算手続きを開始しております。

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
テストソリューション事業	871（486）名	110名減（103名増）
コネクタソリューション事業	556（467）	386名減（349名増）
光関連事業	75（11）	4名増（2名増）
全社（共通）	65（5）	－（2名減）
合計	1,567（969）	492名減（452名増）

（注）１．使用人数は就業員数であり、パートおよび派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．コネクタソリューション事業部門の使用人数が前連結会計年度末と比べて386名減少しておりますが、その主な理由は、山一電子（深圳）有限公司の解散による減員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
341（14）名	1名減（2名減）	44.2歳	17.9年

（注）使用人数は就業員数であり、パートおよび派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,088,760千円
株式会社みずほ銀行	600,000
株式会社千葉銀行	450,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　60,000,000株
② 発行済株式の総数　23,289,775株
③ 株主数　7,080名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,288,600株	10.16%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	845,600	3.75
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	798,500	3.54
株式会社三井住友銀行	619,300	2.74
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	591,800	2.62
山一電機取引先持株会	581,800	2.58
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	552,200	2.45
山一電機従業員持株会	486,688	2.16
日本生命保険相互会社	421,075	1.86
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	403,461	1.79

（注）１．当社は、自己株式を764,750株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式764,750株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

イ．平成26年８月８日開催の取締役会決議による新株予約権

当社は、平成26年８月８日開催の取締役会において、中期経営計画における業績目標を達成するとともに、一企業としての価値向上のみならず、ひいてはステークホルダーへの利益還元を目指すべく、役職員の貢献意欲および士気を一層向上させることを目的として、以下のとおり、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

		第１回新株予約権
発行決議日		平成26年８月８日
新株予約権の数		7,750個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　775,000株 （新株予約権１個につき　100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり　415円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　62,800円 （１株当たり　628円）
権利行使期間		平成29年７月１日から 平成31年６月30日まで
行使の条件		（注）
割　当　先	当社取締役、監査役および従業員	新株予約権の数　7,750個 目的となる株式数　775,000株 割当者数　137人

（注）本新株予約権の行使の条件

１．新株予約権者は、平成27年３月期、平成28年３月期および平成29年３月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、営業利益の累計額が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株

予約権の個数につき１個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(1) 平成27年３月期から平成29年３月期の営業利益の累計額が39億円以上の場合
行使可能割合：30％

(2) 平成27年３月期から平成29年３月期の営業利益の累計額が42億円以上の場合
行使可能割合：60％

(3) 平成27年３月期から平成29年３月期の営業利益の累計額が45億円以上の場合
行使可能割合：100％

２．新株予約権者が死亡した場合、その直前に、上記１．の条件を満たしている限りにおいて、新株予約権者の法定相続人の内１名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を相続し、当該新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続し、行使することはできない。

３．新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社若しくは当社関係会社の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位（嘱託または顧問等名称は問わない）にあることを要する。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職若しくは会社都合退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

４．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

５．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

６．その他権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

ロ．平成27年８月７日開催の取締役会決議による新株予約権

当社は、平成27年８月７日開催の取締役会において、中長期的な当社の企業価値の増大を目指すにあたって、より一層意欲および士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、以下のとおり、業績および財務体質の改善目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

		第２回新株予約権
発行決議日		平成27年８月７日
新株予約権の数		5,380個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　538,000株 （新株予約権１個につき　100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり　1,300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　116,100円 （１株当たり　1,161円）
権利行使期間		平成29年７月１日から 平成31年６月28日まで
行使の条件		（注）
割　当　先	当社の社外取締役を除く取締役および従業員	新株予約権の数　5,380個 目的となる株式数　538,000株 割当者数　269人

（注）本新株予約権の行使の条件

１．新株予約権者は、下記の（1）および（2）の条件が満たされた場合に対象新株予約権を行使することができる。ただし、下記（2）および（3）の条件が満たされた場合には、割当てを受けた本新株予約権のうち30％の割合を限度として本新株予約権を行使することができる。かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(1) 平成28年３月期と平成29年３月期営業利益の累計額が55億円以上

(2) 平成29年３月期の連結貸借対照表における純有利子負債の金額が０円以下

「純有利子負債」とは有利子負債から手元流動性を差し引いた額をいう。

「有利子負債」とは短期借入金、１年内償還予定の社債、社債、１年内返済予定の長期借入金および長期借入金の総額をいい、リース債務を含まないものとする。

「手元流動性」とは現金、預金および流動資産に含まれる有価証券の総額をいうが、平成28年３月期および平成29年３月期における自己株式の処分若しくは株式または新株予約権の発行（本新株予約権の発行を含む。）による手元流動性の増加分は含まないものとする。

(3) 平成28年３月期と平成29年３月期営業利益の累計額が50億円以上55億円未満

２．新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任および定年退職した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

３．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

４．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

５．各本新株予約権の１個未満の行使を行うことはできない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	太田　佳孝	生産本部、業務監査部、経営管理部、 技術管理部、品質保証部　担当
取　締　役	加藤　勝市	上席執行役員、管理本部長、経理部長
取　締　役	土屋　　武	上席執行役員、 テストソリューション事業部長
取　締　役	亀谷　淳一	上席執行役員、 コネクタソリューション事業部長
取　締　役	渡部　武光	光伸光学工業株式会社代表取締役社長
取　締　役	楠美　憲章	日比谷総合設備株式会社　社外取締役
取　締　役	村田　朋博	フロンティア・マネジメント株式会社 マネージング・ディレクター
監査役（常勤）	近岡　　伸	
監　査　役	多田　郁夫	鳥飼総合法律事務所　パートナー 株式会社東京クリアセンター　監査役
監　査　役	吉澤壽美雄	旭ロール株式会社（東京）　社外監査役 旭ロール株式会社（尼崎）　社外監査役 株式会社保坂製作所　社外監査役 株式会社エステートジャパン　社外監査役 ナガタホールディングス株式会社　社外監査役 社会福祉法人清水基金　監事 公益財団法人公共政策調査会　監事 一般財団法人全国農林漁業団体共済会　監事

（注）１．取締役楠美憲章氏および取締役村田朋博氏は、社外取締役であります。
２．監査役多田郁夫氏および監査役吉澤壽美雄氏は、社外監査役であります。
３．監査役多田郁夫氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役吉澤壽美雄氏は、税理士の資格を有しており、税務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、取締役楠美憲章氏および取締役村田朋博氏、監査役多田郁夫氏および監査役吉澤壽美雄氏を、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員に指定しております。
６．取締役渡部武光氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますが、引き続き当社子会社の光伸光学工業株式会社代表取締役社長の任にあたります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役楠美憲章氏および村田朋博氏、社外監査役多田郁夫氏および吉澤壽美雄氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

③ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	人数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (2)	129,500千円 (10,800)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	23,190 (8,940)
合　　計	10	152,690

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、昭和61年３月17日開催の第30期定時株主総会において年額５億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、平成19年６月27日開催の第52期定時株主総会において上記報酬額に賞与を含めると決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、昭和61年３月17日開催の第30期定時株主総会において年額１億円以内と決議いただいております。

４．当社は、平成19年６月27日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

④　社外役員に関する事項

イ．取締役　楠美憲章

（イ）他の法人等の業務執行者（または社外役員等）の兼任状況および当該兼任先と当社との関係

日比谷総合設備株式会社の社外取締役を兼任しております。なお当社は、楠美憲章氏が兼任している法人等との間には特別の関係はありません。

（ロ）当該事業年度における主な活動内容

・取締役会への出席状況

当期開催の取締役会全10回のうち９回に出席しております。

・取締役会における発言状況

企業の経営者として長年の豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的、中立的な立場から経営に対する発言を行っております。

（注）取締役楠美憲章氏は、平成27年６月24日開催の第60期定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数は、就任以降の回数となっております。

ロ．取締役　村田朋博

（イ）他の法人等の業務執行者（または社外役員等）の兼任状況および当該兼任先と当社との関係

フロンティア・マネジメント株式会社のマネージング・ディレクターを兼任しております。なお当社は、村田朋博氏が兼任している法人等との間には特別の関係はありません。

（ロ）当該事業年度における主な活動内容

・取締役会への出席状況

当期開催の取締役会全10回のうち10回に出席しております。

・取締役会における発言状況

経営コンサルティングとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的、中立的な立場から経営に対する発言を行っております。

（注）取締役村田朋博氏は、平成27年６月24日開催の第60期定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数は、就任以降の回数となっております。

ハ．監査役　多田郁夫

（イ）他の法人等の業務執行者（または社外役員等）の兼任状況および当該兼任先と当社との関係

鳥飼総合法律事務所のパートナーおよび株式会社東京クリアセンターの監査役を兼任しております。なお当社は、多田郁夫氏が兼任している法人等との間には特別の関係はありません。

（ロ）当該事業年度における主な活動内容

・取締役会および監査役会への出席状況

当期開催の取締役会全12回のうち12回に出席し、監査役会全12回のうち12回に出席しております。

・取締役会および監査役会における発言状況

弁護士として、法律等の専門的見地から発言を行っております。

ニ．監査役　吉澤壽美雄

（イ）他の法人等の業務執行者（または社外役員等）の兼任状況および当該兼任先と当社との関係

旭ロール株式会社（東京）、旭ロール株式会社（尼崎）、株式会社保坂製作所、株式会社エステートジャパンおよびナガタホールディングス株式会社の社外監査役ならびに社会福祉法人清水基金、公益財団法人公共政策調査会および一般財団法人全国農林漁業団体共済会の監事を兼任しております。なお当社は、吉澤壽美雄氏が兼任している法人等との間には特別の関係はありません。

（ロ）当該事業年度における主な活動内容

・取締役会および監査役会への出席状況

当期開催の取締役会全12回のうち12回に出席し、監査役会全12回のうち12回に出席しております。

・取締役会および監査役会における発言状況

税理士として、税務、会計等の専門的見地から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41,600千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,600

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
第61期（平成27年４月１日から平成28年３月31日）の事業年度における会計監査人に関する監査報酬について、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況、および報酬額見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、監査役会として全員異議なく同意することを決議いたしました。

３．当社の重要な子会社のうち、ヤマイチエレクトロニクスドイッチェランドＧｍｂＨ、プライコンマイクロエレクトロニクスＩＮＣ．ほか６社は、デロイト　トウシュ　トーマツのメンバーファームの監査を受けております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社および当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「山一電機グループ行動基準」を制定し、その運用と徹底を行う。

ロ．当社は、「コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の整備および維持・向上を推進する。

ハ．当社グループは、法令遵守上疑義のある行為について、取締役および使用人が通報を行うシステムとして、「内部通報制度」（コンプライアンス・ヘルプライン）を設置・運用する。

ニ．当社の代表取締役社長は、業務監査部を直轄する。業務監査部は、代表取締役社長の指示に基づき当社グループの業務執行状況の内部監査を行う。

ホ．当社グループは、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所轄する部署を総務部と定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応していく。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）その他の重要な情報を、「文書管理規程」および「情報セキュリティポリシー」に基づき、適切に保存しかつ管理する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社グループは、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすリスクに対処するため、当社グループの事業内容や規模等に応じてリスク管理に関する規程を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

ロ．当社は、当社グループにおいて不測の事態が発生した場合「経営危機管理規程」に基づき、迅速・適切に対応する。

④　当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、取締役会および執行役員で構成する執行役員会を原則として毎月開催し、会社運営上の重要事項の決定の他、グループ全体の事業の状況把握と情報共有化を図る。

ロ．当社グループは、取締役会の決定に基づく職務の執行について、「組織規程」・「職務分掌規程」・「職務権限規程」において、それぞれの責任および執行手続きの詳細を定める。

ハ．当社グループは、経営の目標・方針ならびに各事業部門の目標・方針を設定し、グループ全体としてシステム的に活動を展開して、計画どおり経営計画を達成するための施策を実施する。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ．当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社に事前協議、定期的な経営情報の報告を求め、効率的な経営に必要な支援・指導を通して、グループ全体が相互に密接に連携し、総合的に事業の展開を図る。

ロ．当社の業務監査部は、当社グループにおける内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．当社は、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととし、その使用人は、優先して監査役の指示に従って、監査役の職務の補助を行う。

ロ．前項の使用人の任命、異動、評価、懲戒処分は監査役会の意見を尊重して行い、当該使用人の取締役からの独立を確保する。

⑦　当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席し重要な報告を受ける。

ロ．監査役は、必要に応じて当社グループの取締役および使用人に対し報告を求めることができる。

ハ．当社グループの取締役および使用人は、業務または業績に影響を与える重要な事項について、都度監査役に報告する。

ニ．当社は、監査役へ報告をした当社グループの取締役および使用人に対し、報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該請求に係る費用または債務を処理する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人、業務監査部、当社子会社の監査役との連絡を密にし、当社グループにおける経営活動の全般にわたり、合法性と合理性の観点から、監査の実効性を確保する。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社グループの内部統制システムを整備し運用しております。

①コンプライアンス

イ．取締役会は、重要な事項を決定する際に、法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点等から審議しております。

ロ．全社員を対象としたコンプライアンスに関する教育を行っております。

ハ．内部通報実績は担当取締役より、取締役会に必要な都度報告が行われております。

②リスク管理

イ．当社グループの主要な損失の危険に関する事項は業務執行取締役より、取締役会に必要な都度報告が行われております。

ロ．全社員を対象としたリスク管理に関する教育を行っております。

③取締役の職務執行

イ．取締役会、執行役員会にて法令等で定められた事項や経営方針、予算の策定等、当社グループの経営に関する重要な事項を決定しております。

ロ．重要な決定事項は、当社の代表取締役社長より当社グループの各経営者が全員出席する会議等を通じてグループ全社員に伝達することにより、認識の統一を図っております。

ハ．業務監査部は代表取締役社長の指示のもと、当社グループの監査を実施しております。

④監査体制

イ．監査役は、監査役監査の基準により、重要な会議へ出席し、また、グループ監査を実施し、取締役および執行役員より取締役の職務執行、法令・定款等の遵守等について必要な情報を得ております。

ロ．監査役を新たに内部通報窓口として設置し、当社および当社グループに周知し運用しました。

ハ．監査役、会計監査人、業務監査部、当社子会社の監査役は、常に連携を密にし当社グループ監査の実効性を高めております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は上場会社であるため、当社の株式等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものであります。従いまして、当社の株式等に対する大規模な買付行為につきましても、当社としては、原則としてこれを否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、このような敵対的な株券等の大規模買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうとは限らないと考えておりますので、係る買付け全てを一律的に否定するものではありません。

しかし、一方的な株券等の大規模買付けの中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう株券等の大規模買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉および当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならず、係る企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付提案、または、これに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 当社基本方針の実現に資する取組みについて

イ．当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和31年の設立以来、「ユーザーの高い信頼を勝ち取り、市場およびユーザーニーズに合致した創造的製品を開発する技術の山一」をモットーに開発指向型の企業を目指し、真空管ソケットから始まり、エレクトロニクス産業の急速な技術革新に機敏に対応して各種コネクタ製品やＩＣソケット製品等の接触機構部品

を開発・製造・販売してまいりました。特に昭和41年に検査用ＩＣソケットの製造販売を開始して以来、国内はもとより海外においてＩＣソケットのリーディングカンパニーとして揺るぎない地位を築いてきております。

これら接触機構部品製品の事業は、テストソリューション事業とコネクタ事業に区分され当社のコアビジネスとなっております。また、接触機構部品事業以外では、フレキシブルプリント配線板製品のＹＦＬＥＸ事業および一般光学用や光通信向け多層薄膜フィルタ製品等の光関連事業があげられ、これらの事業を当社および子会社15社と関連会社２社により運営しており、企業価値の源泉となっております。

この当社の企業価値の源泉については、具体的には、創業以来一貫して社員の育成および技術開発に注力してきた成果としての優れた接触機構部品などの設計技術力や各種製品群、半導体メーカーや各種エレクトロニクスメーカーの多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応することを可能にする製品や金型などの生産設備や生産体制、そして当社グループの有機的連結による販売・メンテナンス体制および研究開発体制などにあると考えております。

ロ．企業価値向上のための取組みについて

当社が属する電子部品市場は、デジタル化、高機能化、ネットワーク化などの技術革新が常に進化し、新技術や新製品が相次ぎ創出されるため、中長期的に市場は拡大すると見込まれております。しかしながら、製品の世代交代が加速化され、かつ競争も世界的規模での激しさを増すことから、絶えず変化する市場ニーズに低コストでスピーディに対応できる開発・生産体制を構築することが急務となります。これらグローバルで急激な市場変化のもとでも継続的に高付加価値・高品質の製品やサービスを提供できることが、企業価値および株主共同の利益の向上につながると考えております。

当社は平成25年度からの新経営体制のもと、“構造改革”、“収益力強化”、“成長戦略”を３つの柱として「事業構造改革」に取り組み、ＰＶソリューション事業やＥＭＳ事業からの撤退、固定費削減、不採算製品の改善ならびに整理等に取り組んでまいりました。

平成26年度を初年度とする中期３ヵ年経営計画（平成27年３月期～平成29年３月期）における当社グループが目指す方向は、「お客様が満足する製品・サービスを提供できる会社」になるため、製品開発力、販売力、製造力、収益力および財務力を高め、さらなる飛躍を図るための基盤づくりの３ヵ年と位置づけております。

「事業構造改革」は平成26年度以降も取り組んでおりますが、さらに加速するため、成長戦略を策定し、その実現に向けて取り組んでおります。このため、テストソリューション事業、コネクタソリューション事業および光関連事業の３つの事業

に経営資源を集中し、お客様が満足する製品・サービスを提供するため、以下の中期経営計画の基本方針を策定し、グループ会社全体での連携を強化し、グローバルでの地域・市場・顧客・製品別の戦略を策定・実行し、持続的成長と収益力の向上を図っております。

≪中期経営計画の基本方針≫

a. 業績目標

３ヵ年（平成27年３月期～平成29年３月期）累計の連結営業利益額は4,500百万円を目標として取り組んでおります。

	平成27年３月期実績	平成28年３月期実績	平成29年３月期目標
連結売上高	25,465百万円	26,819百万円	27,000百万円
連結営業利益	2,370百万円	2,913百万円	2,000百万円

b. 基本戦略

(a) グループ会社全体で「事業構造改革」を完遂する。

グループ会社全体での連携を強化し、業務の効率化を図り、さらなる固定費削減に取り組んでおります。

(b) 利益重視による“成長戦略”を着実に実行する。

「伸びる地域・伸びる市場・元気な顧客・儲かる製品」と「魅力ある製品づくり」をキーワードに成長戦略を策定し、具現化に取り組み、収益力を強化しております。

［テストソリューション事業］お客様が満足いただける製品提供の拡大

・自動車関連機器およびモバイル関連機器市場での新製品投入による売上拡大
・テストソケット事業での新市場の開拓
・グローバルオペレーション強化で顧客へのサービス向上

［コネクタソリューション事業］差別化製品の拡販とグループ販売戦略の統合

・通信・自動車関連機器・産業機器市場のグローバル販売拡大
・高速伝送技術を活かした魅力ある製品の開発
・基板製品の販売拡大

［光関連事業］新製品開発による差別化とグローバルでの拡販

・光通信市場（特に光トランシーバ）への参入
・医療機器市場での売上拡大
・光源・光モジュールの海外市場開拓
・産業機器（特にレーザープロジェクタ）市場参入

(c) グループ会社連携強化による連結利益を最大化する。

グループ会社連携の強化を図り、グローバルに業務の効率化を行い、お客様が満足する製品・サービスを提供することにより、連結利益の最大化を図っております。

・グループ経営の効率化の追求
・グローバルニッチマーケットを開拓し、グループ各社の収益力を上げる
・生産体制の効率運用と固定費削減を図り利益の確保

c. 投資計画

３ヵ年の投資計画額は、合計で7,000百万円とし、経営目標達成のための資金を投下します。（平成27年３月期実績 1,812百万円、平成28年３月期実績 2,241百万円）

当社は、前述の諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を図っていく所存であります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、平成27年６月24日に開催された第60期定時株主総会において、当社株式の分布状況等を総合的に勘案し、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を継続することを決議いたしました。

注１：特定株主グループとは、（ⅰ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または（ⅱ）当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注２：議決権割合とは、（ⅰ）特定株主グループが、注１の（ⅰ）の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または（ⅱ）特定株主グループが、注１の（ⅱ）の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

本方針の具体的な内容につきましては、以下のとおりであります。

本方針の内容

イ．本方針導入の目的

当社は、基本方針の内容で述べたとおり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針や事業特性、当社を取り巻く経営環境、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があり、他方、そのような企業価値・株主共同の利益を毀損することとなる者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としてふさわしくないと考えております。

しかしながら、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為がなされる場合、それを行った大規模買付者が財務および事業の方針の決定を支配する者としてふさわしいか否かを含め、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には、株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えます。そして、株主の皆様に大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断していただくためには、株主の皆様に対し、適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。たとえば、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、取引先、顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、当該大規模買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、株主の皆様が買付けに応じるか否かを検討する際の重要な判断材料となりますし、また、当社取締役会が大規模買付行為についての意見を開示し、また、必要に応じ代替案を提示す

ることにより、株主の皆様は、双方の方針、意見等を比較考量することで、大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断することが可能になります。

当社は、このような基本的な考え方に立ち、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとともに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることとしました。

ロ．独立委員会の設置

本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立な判断を担保するため、当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者（注３）の中から選任します。

独立委員会は、取締役会から諮問を受けた事項について審議、決議し、その内容に基づいて、取締役会に対し勧告を行うほか、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、大規模買付者、当社経営陣、当社の取引先、従業員等から必要な情報を収集することがあります。

注３：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を意味します。

ハ．大規模買付ルールの内容

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者から当社取締役会に対して、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）が提供されなければならず、②大規模買付行為は、大規模買付情報が提供された後に設定される当社取締役会による一定の評価期間が経過した後にのみ開始されるというものです。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役に対して、日本語によって、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、

代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、本方針の手続きに従う旨の誓約を記載した意向表明書を提出していただきます。なお、意向表明書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類があれば、当該書類を添付していただきます。当社は、この意向表明書の受領後直ちにその旨を開示するとともに、大規模買付者に対しては、10営業日以内に、大規模買付情報のリストを交付します。具体的に提供していただく大規模買付情報の内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の内容等によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

・大規模買付者およびそのグループの概要（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、過去の買収および大規模買付行為の履歴、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）
・大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の種類および価格、買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付けの方法の適法性、買付けおよび関連する取引の実現可能性等を含みます。）
・買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
・大規模買付行為後の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および財務政策
・大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客等を含む重要なステークホルダーについての基本方針

なお、当社取締役会は、当初提供していただいた情報だけでは必要な大規模買付情報として不足していると考える場合、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者に対し、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に大規模買付情報の提供を求めることがあります。当社は、大規模買付情報が提供された事実およびその内容が株主の皆様の判断のために必要であると認める場合、適切と判断する時点で、原則としてその全部（以下で規定される取締役会評価期間に関する情報を含みます。）を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した後、最長60日間（買付対価を現金（円貨）のみとし、当社の株券等の全てを対象とする公開買付けの場合）または最長90日間（それ以外の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案検討等のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従って、大規模買付行為は、取締役会評価

期間の経過後にのみ開始されるものとします。この期間中、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、提供された大規模買付情報を十分に評価、検討し、大規模買付行為に関する取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、株主の皆様に対し、取締役会としての代替案を提示することもあります。

ニ．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

a．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せずに大規模買付行為を行った場合、当社取締役会は、株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。大規模買付ルールの遵守の有無、対抗措置を発動することの適否および対抗措置の具体的内容は、独立委員会に諮問の上、その勧告を最大限尊重して、当社取締役会が決定し、その決議は取締役全員が出席する取締役会において全会一致により行うものとします。当社は、当該決定後、その概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報を開示します。

なお、具体的な対抗措置については、その時点で必要かつ相当と認められるものを選択することとなりますが、新株予約権を用いる場合、その概要は、以下のとおりとします。

(a) 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。

(b) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。新株予約権１個あたりの目的である株式の数は１株とする。ただし、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当て等を行う場合で、新株予約権１個あたりの目的となる株式の数の調整を必要とするときは、株式分割、株式併合、株式無償割当て等の条件を勘案の上、その数につき所要の調整を行うものとする。

(c) 発行または無償割当ての対象となる新株予約権の総数

発行または無償割当ての対象となる新株予約権の総数は、取締役会が別途定める数とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

(d) 各新株予約権の払込金額

無償とする。

(e) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は１円以上で取締役会が定める額とする。

(f) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。

(g) 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(h) 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、上記（g）の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権１個につき１株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えておりますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。

従って、大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないようにあらかじめ注意を喚起いたします。

b. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為が行われる場合に、株主の皆様に対し、あらかじめ、そのような買付行為に応じるか否かの判断のために必要となる大規模買付行為に関する情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには必要に応じて取締役会による代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。従って、大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会は大規模買付行為を阻止するために対抗措置をとるようなことは行わず、大規模買付行為に応じるかどうかは、大規模買付情報や当社取締役会が提示する意見、代替案等をご検討の上、株主の皆様においてご判断いただくことになります。しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会は、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、または株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合、株主共同の利益を保護するため、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、取締役全員が出席する当社取締役会において全会一致の決議により、必要かつ相当な範囲で上記a.「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合」で述べた対抗措置をとることがあります。この場合、当社取締役会は、適時適切な開示を行います。具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、または株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(a) 大規模買付行為が次のいずれかに該当する場合

・株式等を買い占め、その株式等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

・当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為

・当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

・当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付けを行う場合

c．対抗措置発動の停止等について

上記a.「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合」またはb.「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」において、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

④ 前記②および③の取組みについての取締役会の判断およびその理由

イ．当社基本方針の実現に資する取組みについて

前記②の取組みは、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであります。従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

ロ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

前記③の取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**13,598,784**	**流動負債**	**7,565,550**
現金及び預金	4,305,900	支払手形及び買掛金	1,670,044
受取手形及び売掛金	4,783,175	一年内償還予定社債	35,000
商品及び製品	1,423,908	短期借入金	3,338,760
仕掛品	372,833	一年内返済予定長期借入金	295,280
原材料及び貯蔵品	1,500,105	リース債務	71,029
繰延税金資産	298,435	未払法人税等	210,527
その他	925,348	繰延税金負債	72
貸倒引当金	△10,923	賞与引当金	440,094
固定資産	**12,478,320**	その他	1,504,741
有形固定資産	**10,009,893**	**固定負債**	**1,322,898**
建物及び構築物	3,088,240	社債	92,500
機械装置及び運搬具	1,716,023	長期借入金	671,140
工具、器具及び備品	1,554,106	リース債務	45,148
土地	3,438,265	繰延税金負債	291,803
リース資産	54,284	役員退職慰労引当金	84,147
建設仮勘定	158,973	退職給付に係る負債	25,725
無形固定資産	**127,370**	資産除去債務	19,163
ソフトウェア	105,959	その他	93,270
その他	21,410	**負債合計**	**8,888,448**
投資その他の資産	**2,341,056**	**純資産の部**	
投資有価証券	1,166,193	**株主資本**	**17,515,878**
長期貸付金	59,720	資本金	10,047,063
繰延税金資産	125,862	資本剰余金	1,586,633
退職給付に係る資産	771,316	利益剰余金	6,386,048
その他	253,607	自己株式	△503,867
貸倒引当金	△35,643	**その他の包括利益累計額**	**△349,629**
繰延資産	**2,938**	その他有価証券評価差額金	288,204
		為替換算調整勘定	△524,205
		退職給付に係る調整累計額	△113,628
		新株予約権	**10,210**
		非支配株主持分	**15,135**
		純資産合計	**17,191,594**
資産合計	**26,080,043**	**負債純資産合計**	**26,080,043**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		26,819,734
売上原価		17,699,181
売上総利益		9,120,553
販売費及び一般管理費		6,207,320
営業利益		2,913,232
営業外収益		
受取利息	10,095	
受取配当金	25,613	
スクラップ売却益	53,476	
助成金収入	17,689	
和解金差額	67,480	
持分法による投資利益	369	
その他	48,677	223,402
営業外費用		
支払利息	52,871	
支払手数料	26,709	
為替差損	401,578	
その他	57,224	538,383
経常利益		2,598,251
特別利益		
固定資産売却益	3,552	
投資有価証券売却益	365,199	368,751
特別損失		
固定資産売却損	2,607	
関係会社清算損	1,025,439	1,028,046
税金等調整前当期純利益		1,938,956
法人税・住民税及び事業税	473,556	
法人税等調整額	27,486	501,042
当期純利益		1,437,913
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△1,129
親会社株主に帰属する当期純利益		1,439,043

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,047,063	1,586,633	5,296,310	△3,754	16,926,252
当期変動額					
剰余金の配当			△349,304		△349,304
親会社株主に帰属する当期純利益			1,439,043		1,439,043
自己株式の取得				△500,113	△500,113
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,089,738	△500,113	589,625
当期末残高	10,047,063	1,586,633	6,386,048	△503,867	17,515,878

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	695,566	△760,351	△95,756	△160,540	3,216	16,265	16,785,193
当期変動額							
剰余金の配当							△349,304
親会社株主に帰属する当期純利益							1,439,043
自己株式の取得							△500,113
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△407,362	236,146	△17,872	△189,088	6,994	△1,129	△183,224
当期変動額合計	△407,362	236,146	△17,872	△189,088	6,994	△1,129	406,401
当期末残高	288,204	△524,205	△113,628	△349,629	10,210	15,135	17,191,594

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**8,665,004**	**流動負債**	**6,074,280**
現金及び預金	1,817,610	支払手形	111,151
受取手形	199,106	買掛金	1,205,539
売掛金	3,380,650	短期借入金	3,218,760
製品	447,300	一年内返済予定長期借入金	245,280
仕掛品	108,030	リース債務	70,164
原材料及び貯蔵品	349,999	未払金	489,075
前払費用	80,458	未払法人税等	184,854
未収入金	934,548	未払費用	159,383
関係会社短期貸付金	644,834	預り金	33,425
繰延税金資産	282,091	設備関係支払手形	6,350
その他	420,838	賞与引当金	346,119
貸倒引当金	△464	その他	4,176
固定資産	**12,722,124**	**固定負債**	**974,238**
有形固定資産	**6,964,740**	長期借入金	561,140
建物	1,595,565	リース債務	42,675
構築物	11,566	繰延税金負債	348,361
機械及び装置	744,421	役員退職慰労引当金	2,600
車両運搬具	0	資産除去債務	19,163
工具、器具及び備品	1,069,362	その他	299
土地	3,372,875	**負債合計**	**7,048,519**
リース資産	50,961	**純資産の部**	
建設仮勘定	119,987	**株主資本**	**14,040,194**
無形固定資産	**79,505**	**資本金**	**10,047,063**
ソフトウェア	59,466	**資本剰余金**	**1,586,633**
その他	20,038	資本準備金	1,586,633
投資その他の資産	**5,677,878**	**利益剰余金**	**2,910,365**
投資有価証券	918,125	利益準備金	46,573
関係会社株式・出資金	3,024,417	その他利益剰余金	2,863,791
出資金	220	繰越利益剰余金	2,863,791
関係会社長期貸付金	3,215,316	**自己株式**	**△503,867**
前払年金費用	909,532	**評価・換算差額等**	**288,204**
敷金及び保証金	38,363	その他有価証券評価差額金	288,204
入会金等	39,000	**新株予約権**	**10,210**
保険積立金	18,377	**純資産合計**	**14,338,609**
その他	134,915		
貸倒引当金	△2,620,388		
資産合計	**21,387,128**	**負債純資産合計**	**21,387,128**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		**15,497,804**
売上原価		**11,523,587**
売上総利益		**3,974,216**
販売費及び一般管理費		**2,310,304**
営業利益		**1,663,912**
営業外収益		
受取利息	25,594	
受取配当金	201,218	
受取賃貸料	1,108	
受取ロイヤリティー	32,923	
その他	17,386	278,232
営業外費用		
支払利息	39,076	
為替差損	423,369	
その他	49,630	512,076
経常利益		**1,430,067**
特別利益		
投資有価証券売却益	365,199	365,199
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	544,809	544,809
税引前当期純利益		**1,250,457**
法人税、住民税及び事業税	202,555	
法人税等調整額	△89,769	112,785
当期純利益		**1,137,672**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	10,047,063	1,586,633	1,586,633	11,643	2,110,354	2,121,997
当期変動額						
剰余金の配当					△349,304	△349,304
利益準備金の積立				34,930	△34,930	―
当期純利益					1,137,672	1,137,672
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	―	―	―	34,930	753,436	788,367
当期末残高	10,047,063	1,586,633	1,586,633	46,573	2,863,791	2,910,365

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△3,754	13,751,940	695,566	695,566	3,216	14,450,723
当期変動額						
剰余金の配当		△349,304				△349,304
利益準備金の積立		―				―
当期純利益		1,137,672				1,137,672
自己株式の取得	△500,113	△500,113				△500,113
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△407,362	△407,362	6,994	△400,368
当期変動額合計	△500,113	288,254	△407,362	△407,362	6,994	△112,113
当期末残高	△503,867	14,040,194	288,204	288,204	10,210	14,338,609

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月12日

山一電機株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　平　野　　洋　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長　塚　　弦　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、山一電機株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山一電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月12日

山一電機株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平　野　　洋	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長　塚　　弦	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、山一電機株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である業務監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告の「会社の支配に関する基本方針」に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月13日

山一電機株式会社　監査役会

常勤監査役　近岡　伸 ㊞

社外監査役　多田　郁夫 ㊞

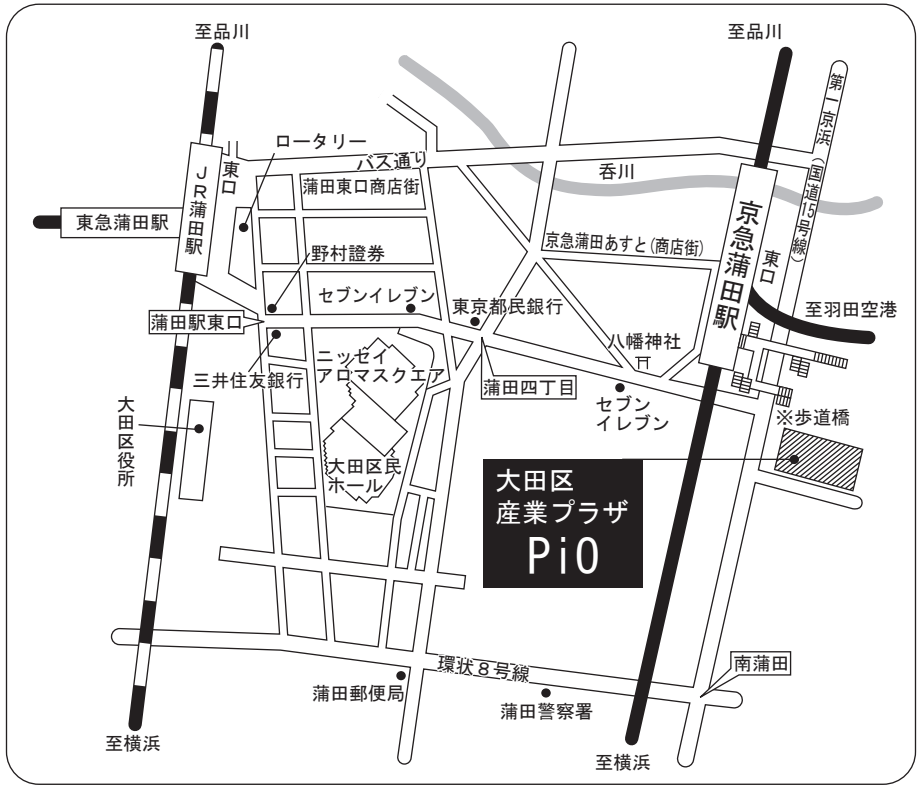
社外監査役　吉澤　壽美雄 ㊞

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都大田区南蒲田一丁目20番20号
大田区産業プラザ PiO
２階　小展示ホール



交通機関・京浜急行線「京急蒲田駅」東口より徒歩約３分
・ＪＲ京浜東北線「蒲田駅」東口より徒歩約13分

お願い　会場には駐車場の準備がございませんので、公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申しあげます。

※　会場にお越しの際は、上記案内図にあります歩道橋をご利用ください。